

参議院通信委員会會議録第六号

昭和五十六年四月十六日(木曜日)
午後一時四分開会

委員の異動

四月十五日
辞任 中村 鋭一君
補欠選任 三治 重信君

出席者は左のとおり。

委員長 福岡 知之君
理事 長田 裕二君
成相 善十君
長谷川 信君
大森 昭君

委員

小澤 太郎君
亀井 久興君
郡 祐一君
志村 愛子君
新谷寅三郎君
高橋 圭三君
西村 尚治君
八百板 正君
太田 淳夫君
白木義一郎君
山中 郁子君
三治 重信君
青島 幸男君

国務大臣

政府委員

郵政大臣 山内 一郎君
郵政大臣官房長 奥田 量三君
郵政省簡易保険局長 小山 森也君

事務局側

常任委員会専門員 酒井 繁次君

説明員

大蔵省主税局税制第三課長 源氏田重義君
大蔵省理財局資金第一課長 亀井 敬之君

本日の会議に付した案件

○郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(福岡知之君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十五日、中村鋭一君が委員を辞任され、その補欠として三治重信君が選任されました。

○委員長(福岡知之君) 次に、郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○太田淳夫君 それでは、先回に続きまして質疑を行わしていただきます。

きようは最初に、前々から衆参両院の当委員会におきましていろいろと論議もされてまいりましたが、今回郵便年金法の改正に当たりまして衆議院におきまして附帯決議案がついていて、この中に、「積立金の運用範囲の拡大に努めるとともに、余剰金も直接運用できるよう制度の改善を検討し、年金加入者の利益の増進を図ること」ということが一項目あるわけでございますが、そこでちょっと伺いたいんですけれども、

積立金それから余剰金というのはどういうようなあれでございませうか。

○政府委員(小山森也君) 余剰金と称しますのは、簡易保険・郵便年金の会計から申し上げますと、その年度の歳入となりまして加入者から払い込まれた保険料や運用収入、それから同じ年度の歳出となる保険金の支払いや事業費として要する経費を差し引いた残額を余剰金、こう申しております。この余剰金は当該年度中は余剰金として経理いたしますが、その決算が終わりまして今度はこの会計の中における積立金に組み入れるという方式をとっているわけでございます。

積立金と申しますのは、将来の保険金、年金等の支払いに備えて積み立てておるものでございませう。

○太田淳夫君 この余剰金は、現在どういうふうには運用されておりますか。

○政府委員(小山森也君) 余剰金は、現在全額資金運用部の方に預託されておるわけでございませう。

○太田淳夫君 それでは、伺いたいんですけれども、そうしますと、余剰金が資金運用部に預託をされておまして、それが、決算が終わりますと積立金に変わるわけですね。そう理解してよろしいですか。

○政府委員(小山森也君) そのとおりでございませう。
○太田淳夫君 この余剰金が資金運用部に預託をされるということですが、これは何か法的にそういう規定をされておるわけでございませうか。

上に生じました余剰金は運用部の方へ預託して運用している、こういうことになっております。
○太田淳夫君 大蔵省にちよつと伺いますけれども、民間の生保では余剰金とか積立金という区別は全然ありません。資金が発生したときから運用されているんですか。どうでしょうか、その点は。
○説明員(亀井敬之君) 民間の生命保険会社の場合には、そういう区別はないようでございませう。
○太田淳夫君 この簡保の資金にしましても、私たちが考えますと、余剰金と積立金と区別して運用していることはちよつと理に合わないんじゃないかと思つておるわけですね。
また、郵政省の見解をちよつとお聞きしたいんですけれども、余剰金の方の利回りが低いと積立金と同じように運用した場合に比べて収入減になるんじゃないか、こういう見解もあるわけですが、その点どうでしょうか。計算したものございませうか。
○政府委員(小山森也君) これは実は私ども余剰金、ただいま経理上はそうしておりますけれども、事業の性格上、ここにいたしました余剰金は将来の保険金とか年金等の支払いに備えて積み立てるものでございまして、一つの性格としては積立金と全く同じ性格のものではないか、このように考えているわけでございませうけれども、しかしながら、ただいま余剰金という概念を持っておりますのは私どもの会計だけではないでございまして、厚生保険特別会計とか国民年金特別会計、船員保険特別会計等も皆このような形でもって余剰金という概念を持ちまして、その概念の解釈におきまして、先ほど申し上げました資金運用部資金法に基づきまして資金運用部の方に預託しておる、こういうわけでございませう。
さて、それでは積立金同様この余剰金を運用

したればどれくらいになるかという事でござい
ますけれども、昭和五十三年に資金運用部の方
の預託金の特利の制度が改善されて、これは資
金運用部の方でやはり簡便保険、郵便年金の性格
というのを十分理解いただきまして、そのような
形で運用方法を改善したわけでございします。した
が、昭和五十二年までは余剰金の額が少な
かったにもかかわらずその差額が百四十億円ぐ
らいまで出ておったのでございしますけれども、五
十三年以降余剰金の発生額が多にかかわらず
その後少なくなっております。しかしながら、そ
うではございしても収入差額は年間約百億程度
になるのではないかと。これはいろいろな計算の仕
方がございしますので幅はございしますけれども、大
体私どもの利回り等の差額でいきますと百億前後
ではなからうか、このように考えておる次第で
ございします。

○太田淳夫君 大蔵省に聞きたいんですけれど
も、郵政省の御答弁では毎年百億程度の収入減と
いうことでございしますけれども、この余剰金の運
用についてどのようにお考えになりますか。

○説明員(亀井敬之君) お尋ねの点でござい
ますけれども、一般的には、国の制度とか国の信用と
いったものを通じて集めましたお金は、もうす
でに議員よく御承知のように、資金運用部に一元的
に統合して運用していただく、こういうことにな
っているわけでございします。それは一元運用に
よりまず重点運用とか効率運用とか、そういった
ことができる。こういうことでございまして、いま
先生御指摘のように、余剰金につきましても積
立金と同じような御議論というのがあることは承
知をいたしておりますけれども、ただいま申し上げ
ましたような国の資金の運用に關します一元
な運用の原則、これはすでに御承知のように長い
歴史を持ってきておるものでございまして、
こういった原則を要するということは考えていな
いわけでございします。

○太田淳夫君 いまの答弁によると、この問題に
ついては、なかなか大蔵省としては余剰金の運用

についての考えを要することはないという御答弁
でございしますけれども、これも長い確かに論争が
いままで行われてきた。郵政省は希望するし、あ
るいは大蔵省としてはこれを断つてきたという経
緯があるわけですが、いまいろいろ面々で国
の財政再建が言われておりますけれども、やはり
加入者の利益というのを考えた場合には、簡便
の資金あるいはこれからだんだんと年々増加して
くるであろう年金の積立金あるいは余剰金、これ
はみんな加入者の利益に結びついてくる問題じや
ないかと思うんですね。年間百億も減収されてい
るということは、契約者の配当の増額がその分
で減らさなければならぬ、あるいは年金の累増部分がそれだ
け減るといふことが考えられるわけですから、そ
ういった点で余剰金の運用はもと郵政省当局と
の間に合意がされて、実質的な保険料の負担が軽
減されるような方向にやはりこれは考えるべきじ
やないか。そのように思うわけですが、その点、
もう一度御答弁願います。

○説明員(亀井敬之君) 保険の加入者の利益とい
う見地からのお尋ねでございします。私も、先
ほど小山局長からもお触れになりましたが、余
剰金は、日々のお金繰りの短期的なお金、それが
積立金となっていくのでございしますけれども、そ
ういった余剰金を私どもは一年という短い期間で
お預かりをいたしておるわけですが、それにつ
きましては、いま七年でお預かりするものに對し
ましてつづけております金利から〇・一%減とい
うような、比較的余剰金のお預かりの期間が短い
にもかかわらず、保険者のためにも十分配慮を
いたし、保険者のためにも十分配慮をいたし
ておる、こういうふうに考えているわけでござ
います。

○太田淳夫君 大臣にちよっと伺いますけれ
ども、衆議院の附帯決議にもございまして、大
臣も、それぞれ御努力をされるということで答
弁をされておると思ひます。この郵便年金の余剰金
につきましても、戦前においては当初から積立金
と同じように公債などにこれを郵政省で運用した

経緯があると聞いております。また、これまでい
ろいろと論議された中でも要求もされてきたわけ
ですね。年金については、特に資金運用のいかに
がその実質的な価値を決めていくわけですから、
非常に重要ではないかと思ひます。それは戦前
でも現在でも変わらないことじやないかと思ひま
すし、今回の郵便年金の積立金の運用範囲の拡大
ということはこれは時宜を得たものだと思ひま
すけれども、この余剰金についても早急に結論を出
すようにまた努力をしていただきたい、こう思う
わけですが、ひとつ大臣に一言。

○政府委員(小山森也君) 大臣がお答えする前
に、私どもの郵政省としての考えを申し上げます
と、やはり基本的に簡便、郵便年金の余剰金と称
されますものは実質的に積立金と変わりないもの
であるということから、今後とも積立金という形
で運用することになりますように努力したいと思
っておりますが、何分とも、ただいま大蔵省の方
からもお話がありましたように、いままでの歴史
というものを非常に重視する立場をとっているの
で、私どものこれからの実態に即した形というこ
との運用というもので若干基本的な考え方によ
りまして、そのずれをその実態的な運用で
なすべく決めていくというのを両省でいま努力
しているところで、その実態の中からまたさらに
次のステップが出てくようかと思ひますので、私
ども一つの基本を持ちながら実態的な、実質的な
解決に臨み、さらには実質的、また形式的ともに
利用者のための資金運用になるように努力してま
いりたいと思ひます。

○国務大臣(山内一朗君) いまいろいろ御利用される
方に不利にならないように、というよりも御利用
される方の利益を一層増進するようにまず心がけ
てやりたいと思ひますが、いま局長から話
しましたように、まだ解決すべき問題もございま
すので、その解決に努力をしまいたいと思ひま
しております。

○太田淳夫君 それでは、先回、運用制度の改善
についてちよっとお聞きしたんですけれども、こ
の中でもう一点だけお尋ねしておきたいと思ひん
です。

最近、民間の生命保険会社等におきましては外
国債への投資を積極的に行っているようござい
ますが、昭和五十四年度末には外国債の運用残高
は約五千億円、資産総額の約二・二%を占める
までに至っているわけですが、今回郵政省にお
いても、郵便年金を改善するに当たりましてこの積
立金の運用対象に外国債を加えようとしており
ます。この外国債を運用対象に加えるようとする
のは有利な運用のためであるのかどうか、その点
ちよっとお伺いしたいと思ひます。

○委員長(福岡知君) 大蔵省亀井資金第一課
長、御退席いただいて結構です。

○政府委員(小山森也君) これは私がいまさら申
し上げるまでもなく、先生御存じのように年金と
いうのは長期にわたる契約でございしますので、経
済環境の変化に對して年金の実質価値をいかに
維持していくかというのが一番の基本になるわけ
でございします。

そこで、その第一に、資金運用の点でいろいろ
な経済状況に對して分散投資をしておくと
いうことが非常に重要なわけでございします。そ
の一つといたしまして、危険分散を国内のみでな
しに国際的に分散投資をしてその効果を上げる
ということが一つでございします。またもう一つ、こ
の効果がいたしましては、為替レートの関係が
いろいろございしますと、それから各国における金
融行政、こういったような金融政策というのによ
って、現在の状況で申しますと、危険分散と同時
に非常に有利な運用が図られるということが言
えるかと存じます。したがって、そういった意
味合いにおきまして外国債というものを運用対象
に加えることは、この年金事業にとつては非常に
意義があるのではないかと、今回御提案して
御承認いただければと存じている次第でござい
ます。

○太田淳夫君 いま為替レートのお話も出ました

したがいまして、基本的に考えておりますのは、一つは、円高のときに投資を行う。それで円安のときに売却する方法、これはいまさら申し上げるまでもないことなのですが、それが一つ。それから継続して外国債への投資を行ひまして、時間的なその場における短期間の為替差損をならす方法とか、あるいは今度は多くの国に分散投資を行ひまして国別の通貨の為替変動をなるべく

年以上の運用というものは当然考えられるわけでございまして、その場合には国会に提出いたしまして議決をいただく、こういう趣旨で積立金の運用法の拡大に伴いまして当然こちらの方の長期の運用に関する法律にも項目を加えたわけでございします。

【参 考 文 献】

○国務大臣(山内 一郎君) たいだいま御審議をいた
だいております案につきましては、郵政省といたし
ましては最大限の努力をしてまとめた案でござい
ますが、いろいろ御審議を聞いている間にまだき
だ問題点があるということもだんだんわかつてき
たわけでございます。したがって将来は、この案
だけで満足せず、でき上がりました後も皆さん七

て何ら変更をしなければならぬことは、恐らく大蔵省としての考え方があるんだろうと思うのでありますが、大蔵省として、この個人年金について税制上の措置は従来と同じだということを主張された根拠というのは何でしょうか。

○説明員(源氏田重義君) 確かに新種個人年金ができましたときに郵政省の方から税制上の優遇措置

を講じてほしいという御要望がございましたけれども、大蔵省といたしましては、これに税制上の優遇措置を講ずることは課税の公平という観点等から見ましてもいかかなものかということで、新しい税制上の措置は設けないということにしたわけでございます。

個人年金も貯蓄の一種でございます。すけれどもいま貯蓄につきましてはマル優が三百万円ございまして、それから郵便貯金が三百万円ございまして、それから国債を買っていただきますとまた別枠で三百万円という税制上非課税措置がございまして、合せて九百万円の非課税があるわけでございます。さらに給与所得者につきましては、財形貯蓄をやっていただきますと五百万円非課税になりますので、合せて千四百万円まで貯蓄は非課税でできるというふうな優遇措置も講じているわけでございます。それから個人年金自体につきましては、現在生命保険料控除の対象になっておりますので、そちらの方で税制上の配慮はすでになされているというふうに考えております。

それで、いつも同じようなことを申し上げまして大変恐縮なんですけれども、財政再建が非常に厳しい折でもございますので、いままた、こういう個人年金ができた際にそういう特別措置を設けるということになりますと、そういう厳しい財政事情に対してまたこれから租税特別措置等を整理合理化していこうという機運にあるときにいかがなのかということ、御勘弁いただいているというわけでございます。

○大森昭君　そこがやっぱり大森君の問題点なんですね。貯蓄の一種と言われますけれども、本来個人年金というのは――理想社会かも知れぬけれども、公的年金でおおむねある程度の生活はできる。それはいい生活はできませんですが、公的年金では限度があるでしょうけれども。しかし高齢化社会に向かっていく。事実、いまお話があったように国の財政の關係もある。したがって、こういう自助努力による年金というものを郵政省がやることについて、いろんな意味合いでやむを得な

だろう。またそのことが社会に對する、みずからの活力を生んだり、あるいは年寄りを敬つてみたり、いろんなことが精神的に關係するんですよ、年金というのは。だから、いまあなたが言うように、国債を買えばどうで、貯金をしておけば幾らに、減税になっているからというようにすることでこの問題を取り扱うから、税制上の問題についてもそういう見解になるのですね。どうも、あなたの話を聞いていますと、何か貯蓄の一種でもって個人年金金というものを開始したような意味づけであつては、郵政省が今後税制の問題についても努力する

とかあるいは最高制限額の引き上げの問題についてもいろいろ検討するとか、いま郵政大臣が言われたように、聞いている間にいろいろ問題点が出てくるから努力をすると言ったって、大蔵省のものとになっているあなたたちの考え方が貯蓄の一種なんだという考え方をしておったのでは、これは郵政省が幾ら努力すると言ったって発展しないですよ。あなた、まじめに考えて、大蔵省としてはそういう見解を持つていいのかどうか、もう一回答えてください。

○説明員(源氏田重義君) 確かに個人年金は老後のための措置でございますて、蓄えの一種ではないかと思うわけでございますけれども、個人年金が老後に備えての自助努力である、それで非常に意味のあるものであるという点は私もそうだと
思うのですけれども、そこでさらに新たな税制上の措置を講ずるかどうかというのはまた別の観点から考えなければいけないのじゃないかと思ひまして、そこで先ほど申し上げたような結論に達したわけでございます。

○大森昭君 あなたと論争しても、大蔵省を代表しているかどうかからぬから、正直言つて余り論争しても意味がないような感じもするけれども、実際問題として年金を掛けていくでしょう。そうすると、年金受給時期になると、いま勤労者というのはすばすばと皆税金を納めていますね、だからそういうところで結局年金をもらうときは所得税で引かれるわけでしよう。そうなつて

きますと、大蔵省は、この年金にどんなみんなが入って受給者がいっぱいふえてくれば税がふえるんですよ、きちつきちつと。だから、そういう意味合いからいきますと、ある程度この掛金の問題について所得税の控除制度を、いま十万円以上掛けている人は五万円だというやつを、それをいじくって直してみたり、あるいは年金支給開始の方々というのは、いまあなた、公的年金ならそのまま国でばっばつとやっているわけですよ、これ。そうでしょう。まるっきり持ち出しでいまやっているわけでしょう。

それを各人が努力をして節約しながら、食うものも食わないとは私は言いませんが、節約しながら積んでいく、これはそういう金なんです。余裕があって、あなたがいま言うように、たとえばたくさん金があつて国債を買うとかなんとかいうのは違うんですよ。みずからを詰めて老後に備えるということなんです。この年金を積み立てる人というのは、そういうことにこの事業が進んでいく問題について、たとえば贈与税の問題だつて、相続税の問題だつて、あなたのお話だと税制上何も変

わっていないんですね。そうでしょう。だから、本人が年金を掛けていく、本人が亡くなられた、お子さんがもうとうというときは全くいまの相続税と同じでいくわけでしょう。ところが、お父さんが一生懸命働きながら、家族全体の経費も節約しながら積んでいく、本人が生きてりやそのままだからえるわけだけれども、仮に亡くなった場合に、それが一般的な資産家が持っている財産が子供に行くような相続税的な税制を当てはめてみたり、あるいは相続税を当てはめてみるといふのでは、これは

年金をいまあなたここで自効努力によって老後を保障するという視点でもって議論をしておいたって、大蔵省の考え方は全然違うんじゃないですか、それじゃ。

○説明員(源氏田雪義君) 相続税の件でございますけれども、確かにお父様が掛けられて、それでそれがその子供に行くという場合には、やはり年金受給権というものを相続財産として評価いたし

まして、それで課税するわけでございます。これは相続財産全部を一応合算いたしまして、それで富の再分配という観点からこれに累進税率を掛けてまいりますので、できるだけその例外は少ないようにというふうに考えるのがやはり社会的な公平の原因ではないかと思うわけでございます。ただし、相続税につきましては基礎控除がかなりございますので、現実には課税になっておりますものは、百人亡くなりますと三人しか課税になっていないというふうな現状でございますので、そういう基礎控除の点において相当非課税になってい

と云うふうに御理解いただきたいと思います。

○大森昭君 富の再分配のときの公平感の議論なんて持ち出されたって、個人年金掛ける人は金に余裕があつて、全然ない人はこれは掛けられないけれども、しかし、たとえば山持だとか土地持ちだとか、あるいは何か事業をやつてもうかつたといふのとは大多数の人は違ふと思うんですよ、個人年金を掛けてゐる人といふのは、そうじゃない人もゐるでしようけれども、金があつて積む人もゐるでしようけれども。だから、いまあなたが

言うように、確かに亡くなった、同じように金が入ってくる、そういう意味では収入は同じかも知れません。しかし少なくとも年金を掛けていくという人たちというのは——よりまた郵政省は広範に勤労者の皆さん方に個人年金に入っていたかどうかという視点でもって事業運営されるんだと思うんですよ、法案が通つたら。だから、そういう意味合いからいきますと、いまのあなたの物の考え方では矛盾がありますよ、私に言わせるのと。

しかし、きょうあなたとここで議論してもしよ

うがないんだけれどもやはりこういう年金制度ができるということは、公的年金にもかわるし、福祉の問題にかかわるし、広く言えば教育の問題にもかかわるし、多くの社会的影響変化を求めているというふうに私どもは理解をするがゆえに、私の方もいろいろ問題はあるけれども個人年金賛成しているんですよ、正直言って。だから、大蔵省自身もそういう視点でもってこの問題

を取り扱ってもらわなければ。たとえばさっきの余剰金の問題でもそうですけれども、もう大蔵省の言うことはわかってるんですよ、財政一元化。しかし、そういうことも必要でしょう。不要だとは私は言いません。しかし、そのために保険に入っている人が、さっきの話や積立金と余剰金の運用が違えば年間百億も減収だというわけでしょう。加入者の皆さん方に財政一元化なんだから郵政省の運用利回りは多少低くたってしょうがないんだなんていう説明ができますか。だから大蔵省はもう少し……

掛けている掛金というのは、いまの保険の事業もそうだけど、いつ交通事故になるかもわからぬというのでみんな無理して掛けてるわけですね。そうでしょう。年金だって私はそうだと思うんですよ。これから入る人というのはなかなか容易じゃなくて、みんな努力をするわけですから、そこにはやはり世の中の変革を求めるといふ意味合いからいけば、税制上の措置をしたからといって減税になるなんていう考え方がおかしいんですよ。優遇措置なんですよ、これは。たとえば保険料は保険料でもっていま掛金やっているんですよ。これは十万円まで掛金掛けている人は五万円優遇措置つけてるわけでしょう。年金今年度新しく発足するわけでしょう。だから、今年度年金に掛金が十万円以上かかった人は、保険にかかった人と同じように五万円、仮にいま現行あるから、仮の話ですけど、これも所得控除をしてやるといったって、何もあんた、いまあるものを減税するなんていう議論とは違うでしょう、全然。新たにできる制度の中で優遇措置をするんだから。

だから、いまあなたの話の聞いてみると、何か減税すると、こんな財政再建でもっていま大変な時代に減税なんかできますかと言いますけど、何が減税だかわからぬですね。大蔵省の収入が減るわけですか、特別措置すると。税金が減るんですか、年金が発足して特別措置をすれば。

○説明員(源氏田重義君) 新たに個人年金に入ら

れますと、その分だけ所得控除の対象にはなるわけでございますので、従来そういうものに入っておられなかったということと比べますと、その分だけはやはりそれは減収になると思います。

それで、従来の制度よりもほかの新しい制度ができたのであるから、それに見合うような所得控除をつくれということであれば、やはりこれは租税特別措置になるのではないかとこのように思っています。

○大森昭君 どういうふうにかかわかという問題がありますからね。たとえば、郵政省が把握していると思いますが、いま大体二万五千円ぐらいの掛金の人は二万五千円そのまま控除してくれるとか、こういう段階がいろいろありますけど、おおむね年金を足して控除がふえるなという人というのは、ぼくに言わせるとそんなに多くはないんじゃないか。それが多くなれば、あなたも言うように、大蔵省に入ってくるやつが少なくなるといふ言い分だと思ふんですよ。ただ問題は、年金に入らないで仮に土地を買った、そうすれば土地の売買で税金が入るんだ、それが年金に行ったら入らないんだという、そういう発想を立てれば確かに大蔵省は金の動きの変化によって入ってくる税金が少なくなるといふ発想が立つと思うんですよ。あなたの言いたいのはそういうことだと思うんですが。

しかし、それでは個人年金とは一体何か。不動産を取引するのと、あるいは公債を買って利子をとにかくかせよう、あるいは株を買って利子をとにかくというのと同一にこの個人年金を見ればそういう論理が成り立つんですよ。だから、そういうないんじゃないですか、個人年金というのは。土地を買ったり、あるいは株を買ってもうけたらというその金が個人年金に行くというよりも、むしろそうやってる人たちは、年金ができて引き続いてそういうふうに行っているでしょうと言ふんだ、ぼくは。しかし、全体の人は、この個人年金に入ることによって少なくとも老後に保障を求めるわけだから、身を削ってやるんだ

から、少しぐらい税制上の問題を措置してやった方がいいだろうし、また現場で働く労働者の皆さん方も、今度個人年金ができましたよ、税制上の特別措置もある程度あるんですよというふうなことをやって、せつなくつくったものがやっぱり発展しなきゃいかぬでしょう。だから、大蔵省はある意味じゃ財政の一元化だとかいふんなことを言われても、それぞれが持つておるそういう事業の主体が一体そのことをやることによってやっぱり個人年金がより発展していくのかしていかないのかという視点まで大蔵省は考えまじやんと、余剰金の問題をとつても、いまの問題をとつても、何の問題をとつても、これじゃ、とてもじゃないけれども問題があると思います。

この問題をこれ以上議論してもしょうがないからやめますが、とりわけ、またあなたのごところでは運用計画というのを郵政省と協議するんですよ、あなたも担当じゃないかわかりませんが。これは郵政省に聞きますが、たとえば今度の法律でもみんな決まっているわけでしょう、枠は。社債は何%とか、何が何%とか決まっているんですよ、今度の個人年金の資産の運用についても。

○政府委員(小山森也君) 決まっております。

○大森昭君 大蔵省、済みません、もういいです。どうもありがとうございます。

○委員長(福間知之君) 源氏田さん、結構です。

○大森昭君 そのところで決まっておりますけれども、現在のやつ見てもそうなんです、これ。現在は保険は十三兆ですか。いまの余剰金を入れると十五兆ぐらいになるのかな、全体の資金の運用というのは。これで、法律では社債だとかそういうものを三〇%買っているとなつてはいるんだけれども、実際は大蔵省の承認をもらわなきゃいけないわけだから、一々大蔵省からいちやもんがついて、いま実際には九%ぐらいですか、実際に三〇%まで運用できるやつが、実績としては。

○政府委員(小山森也君) 資金総額、いわゆる余剰金まで入れますと八・五%でございますけれども

も、いわゆる私どもが自主運用できます積立金、この割合でございますと九・六%になっております。

○大森昭君 ですから、法律でここで審議をしていろいろ決めても、また今度実際に実行するときは、大蔵省に言われたら実際の資金運用というのは法律どおりにならないわけですよ。それでいう。いまあなたが言うように、三〇%まで認められたら九・何%しかないんですよ、十三兆で計算して。十五兆で計算すれば八・五%しかないんですよ。

○政府委員(小山森也君) ちょっと先生のお説でございますけれども、実はこの資産運用につきましては大蔵省と協議はいたしますけれども、これは私どもの方の自主的な判断で行っておりまして、現実の問題として大蔵省の承認を得るものではないでございます。

それじゃ少ないではないか、枠が三〇%もあるにもかかわらずこまごまいかないではないかというお話だと思います。実はこれにつきましては、財投以外のいわゆる社債とか金融債、こういったものに運用し始めたのは昭和四十八年度からなのでございます。この歴史はそれほど古くないわけでございます。そういうしますと、たとえば私どもの自主運用できます社債の例などをとりますと、実際問題として社債の発行総額がそれほどございせん。たとえば五十四年度で見ても一億円、それに対して簡保の社債の運用の対象になりますのは一兆一千三百十五億円、こういうような形になっております。そういうふうな新しい新発の中に、今度は私どもが運用する金額全体を見てもいいますと、五十四年度で新しく運用できますのが運用総額の中で約一兆円以上あるわけでございます。そういうしますと、この社債の中で私どもがそんなに購入いたしますと社債市場が非常に混乱してしまうということがございせん。したがって、その中に金融市場が混乱しないほど形のものを毎年続けていく、

その累積になってくるわけでございます。

それでは、たとえば社債等について見ますと、昭和四十八年度は運用計画の総額が八千二百二十億円でございまして、それに對します社債、金融債等の財投枠外の比率というのは四・九%であつたのでございすけれども、五十六年度の運用計画で見ますと、運用計画総額は二兆六千八百億円でございす。このうちの二・四%を社債、金融債の方に振り向けるという計画になつております。したがって、これを年々累積いたしました累積額が次第に大きくなって限度枠の方に保有額がふえていくというところでございまして、一番の基本的なところ、九・六%にしかなつていないというのは年月が非常に低いということと、社債の発行総額が比較的少ないという関係になつてゐるわけでございす。

それから重ねて申し上げますけれども、財投の方へ振り向けるのは、そういったいろいろな計画をやりまして後、財投の方の金額を繰上にするかというところで計画を立てるというのが現状の実態でございす。ひとつ御理解いただきたいと存じます。

○大森昭君 いずれにしても、金融債は二〇%、社債は一〇%という枠がなせ決まつてゐるのかという議論までしなければいけないわけだけれども、またそんな議論していてもしょうがないからあれですけれども、金融債は二〇%以内ですとあれですけれども、比較的金融債というのは利回りがいいわけでしょう。だから、仮に利回りのいいところへ五〇%も六〇%もやったらんじや問題が起るからというところで制限がされてゐるんじやないかと私は思つてゐるんです。だから、そういう意味からいいますと、いま全体的に金融債が二〇%、社債が一〇%、それで三〇%がいまのお話で九・六%ぐらいでは、社債はいま大分力説されましてけれども、金融債も同じようなことかどうかわかりませんが、いずれにしても社債と金融債と私は少し違ふんじやないかと思ひます。

そこで、いろんな市場の関係で、一〇%だから

全部一〇%ということになると社債の市場が混乱するということになれば差し控えることも必要なんではないけれども、問題は、いかにして運用利回りをよくして加入者にこたえていくかということが必要なんじやないか。そういう意味からいいますと、法律で定められてゐる内容からいくと、少し努力が足りないという言い方はしませんが、もう少し大胆にやつてもいいんじやないかということをおもひまして実は質問したわけであります。それがいいです。次に譲りましょう。

それで、実は次の問題であります。いままで掛けてきました小額年金を整理するわけですね。これは何回かに分けて整理をしてゐるわけでありすが、どうも今回の整理の仕方を見ますと、従来小額年金を整理した内容からいくと少し特別措置が落ちてゐるんじやないかと思ふんですが、この辺はどうなんですか。

○政府委員(小山森也君) 今回の特別措置と申しますのは、この前の四十三年にやりました特別措置とは若干趣を異にいたしております。四十三年にいたしました特別措置は、これは昭和二十二年までの契約のものでございまして、これは再々申し上げておきますように、郵便年金の長い歴史の中で、例の戦争並に戦後の経済混乱というものがございまして金融資産全体が本来の機能を失つてしまつた、その中に年金も含まれてゐたわけでございす。金融資産のそういった価値の変動というものの對しまして、四十三年に特別措置を実施したわけでございす。

今回の特別措置というものは、今度は私ども自身がこの法律を改正いたしまして新しく、戦後の経済膨張期というものの對應できるような形の年金にしようというところで改正するわけですが、その機会をとらえて、むしろお客様方の選択にゆだねて、従来どおりの年金を続けていかれるか、あるいはここで比較的小額になつてしまつておりますものから経済の実態に合わないというところで、そういったもので特別措置を受けた方がお客様としての自分の意思から見て経済上得である

と判断なさつた方はそうしていただくというわけでございます。

それでは、基本的な考えはどが違ふかと申しますと、これは前回も同様でございまして、特別付加金というものもつけまして措置をしておこうということもございまして、内容においては変わりない形といたしております。

○大森昭君 内容的に変わらぬということとは、二十二年度までのやつを四十三年にやつた。いわゆる額は恐らく小さかつたんでしょうけれども、特別措置をする比率が同じだという意味ですか。たとえば、ずっと小額やつてきた。仮に月に千円ぐらゐの年金をもらつてもいまだどうにもなりませんが、取りに行くだけで車代の方が高くないから、それを整理したわけでしょう。そのときに特別措置をしたわけでしょう。今回も同じような比率で措置をするということですか。

○政府委員(小山森也君) 同じ考え方でやるつもりでございます。

○大森昭君 それにしては、ちよつと予算を見ると余り多くないけれども、今回は四億ぐらゐしかないです。特別措置というのは、前回は十五億ぐらゐの経費がかつてゐます。

○政府委員(小山森也君) 特別付加金だけは四億でございすけれども、全体としては初年度だけで九十九億を用意いたしております。

○大森昭君 そうですか。いずれにしても私ちよつと心配しますのは、年金に入つてこられた方がうんざりして「しちやうなことになるんじやないかな」というようなことになりまして大変なことになるから、できるだけ整理を——いま局長選択と言つけれども、むしろ選択じゃないんです。これ、大体年二万一千円ぐらゐが平均だと言われているわけですから、そうすると大体月に二、三千円が平均なんだから、どつちかといへば、実際の話整理してもらいたいんです。年金受給者の方も郵政省の方も。だから、そういう意味からいへば、少し優遇

措置をしておきませんと今度充足する年金に影響があるんじやないかと思つて質問したんですが、同じようなことでやっていると云うからこれ以上言ひません。

そこで、私も時間がありませんから終わりにしますが、いずれにしても、郵政審議会の答申が、これも指摘しましたように、四十三年に出てやつたこの国会で年金ができるということとか、さまざまながことが実現して、御案内のように郵政省というのは電波から情報通信まで全部所管してゐますし、金融債の問題もいろいろ出てゐますが、とにかく社会政策とか金融政策の見地から見ましても郵政の事業というのは大変な内容を抱えてゐると思ふんです。ですから、どうかひとつ、さまざまな形で提言されておたり、研究会に金かけて研究会によつて結論が出たりしてゐるものがたくさんあるわけですから、大臣、もう一回總体的に振り返つていただいて、郵政省の今後の使命と各般の施策に積極的に取り組んでいただきたいと思ふのでありますが、最後に大臣の決意のほどを伺つて、質問を終わりたいと思ふわけでありす。

○國務大臣(山内一朗君) いま大森先生からお話ございましてけれども、非常に社会の情勢の変化も激しいものもございまして、郵政省の仕事というのは国民の生活にびつたり密着したと言つてもいい行政ばかりでございす。したがつて国民の皆さん方に御信頼をいただくというのがまず第一でございまして、いろいろ変化に伴う行政の政策もだんだん変えていかないと追いついていかないと思つてゐるわけでございす。したがつて、そういう御注意の点を十分踏まえながら今後懸命の努力をしてまいりたいと考えてゐるわけでございす。

○委員長(福田知之君) 他に御発問なければ、質疑は終局したものと認めて御異議言ひございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(福岡知之君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

大森君から発言を求められておりますので、これを許します。大森君。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び第二院クラブの各会派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読させていただきます。

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当り、次の各項の実施に努めるべきである。

一、任意年金に対する国民の多様な需要に応えるため、年金限度額の引上げ、即時年金の実施など郵便年金の改善、充実をさらに推進すること。

一、郵便年金および簡易生命保険積立金の運用範囲の拡大ならびに余裕金の郵政省による直接運用等資金運用制度の改善に一層努力し、加入者利益の増進を図ること。

一、国民の自助努力による老後準備を奨励するため、年金掛金等について、税制上の優遇措置を検討すること。

右決議する。

以上であります。この附帯決議案は、先日の本委員会における審議の経過を踏まえて作成したものであります。したがって、その趣旨につきましては、改めて説明するまでもないと存じますので、省略させていただきます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

以上であります。

○委員長(福岡知之君) ただいま大森君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(福岡知之君) 全会一致と認めます。よって、大森君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に対し、山内郵政大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山内郵政大臣。

○国務大臣(山内一朗君) 慎重な御審議をいただき、ただいま郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の御可決をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

この委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後郵便年金事業を運営していく上で十分生かしてまいりたいと存じます。

また、附帯決議につきましては、今後その趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。

○委員長(福岡知之君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十分散会

昭和五十六年五月一日印刷

昭和五十六年五月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K